

# 旭ヶ丘公園にフロートレイルの設置はできるか

## 町長 公園法の改正も必要



小川 不朽 議員

ている。

**小川** 今年度も実証実験事業の位置づけで実施するののか。

### 町長

昨年は（コースの）難易度が高く、危険性が高いとの判断から、今年度は一部コース整備を行っている。

**小川** 旭ヶ丘公園は、都市公園法・町条例に守られた都市公園である。町都市公園条例において、旭ヶ丘総合公園にマウンテンバイク専用コース「フロートレイル」（以下、FT）の設置はできないと解釈するが見解を伺う。

### 町長

FTコースは運動施設として条例に記載はないが、あくまでも園路を使用して実施するものとして占用許可により実証実験を行っており、一般利用者と共有できるコースづくりが必要として、実施し

### 町長

安全にFTが実施できることはもちろん、冬季のスキー場に支障ないよう、また散策などに不自由なく園路として利用できるよう（今年度も）実証事業として実施する。

### 小川

都市公園法・町条例・同施行規則に対する無理な解釈による事業の取り組みになっていないか。

### 町長

①仮設工作物としての占用の可否について、FTのコース造成においては園

路との共生やコース逸脱の危険性を減少させ、安全性の向上のために、バンクや地固め等を行うため、都市公園申請に基づいて占用を許可している経緯にある。

### 町長

②占用後に原状に回復しなければならぬと規定されているが、スキー場の利用に影響がないこと及び散策に際しても平たんなコースよりもしっかりと踏み込める造作となっていることから、園路としての効用が高まると考え、原状回復は必要ないと判断している。

### 小川

③占用許可によりコース造成が完了し、競技会を実施する際は、条例に基づき別途、行為の許可申請が必要となる。昨年、一昨年とも届出の欠落はない。

### 町長

④FTは、世界に誇れる国際リゾートづくり加速化事業として、観光協会に委託されたことを端緒として実証的に実施し、



旭ヶ丘公園「フロートレイル実証実験コース」

審査基準により占用料・使用料を免除している。⑤車両乗り入れ、管理用道路の利用について、FT事業は占用許可によりコースを造成し、実施されるもので、条例のただし書きにより許可された期間での自転車の利用が可能となる。

管理用道路について、当該道路そのものを占用し排他的に使用することは、他の業務に支障となるため、利用者の善良な注意義務により適切に使用されるよう指導している。

### 小川

これまで、仮称して3度の工事と、その修復のための2度の工事、さらには昨今の雨天続きの気象状況が拍車をかけ、スキー場内の園路と斜面は大きく地形変更しているが、現状認識について伺う。

FTとして実施している場合には、公園法の改正も必要かと思っている。今後の実証の状況を踏まえながら、判断し対応していきたい。

### 町長

指摘のとおり、平成28年7月、占用による最初のFTコース造成から原状回復など、複数回行ったことで園路が変更され、以前とルートは異なっている。しかし昨年から本年にかけての大雨でも、崩落や土砂流出等の被害は発生しておらず、機能的に損なわれていないと認識している。本来のスキー場利用と園路としての一般利用、FTとしての利用について実証実験の結果を確認し、より多くの方に利用される公園であるために検討していきたい。

町としても（実証実験実施の）期間が正式になったら、周知等の折り込み等を入れて対応していきたい。



#### フロートレイル

夏のゲレンデをマウンテンバイクで下るといふスポーツ